表十三東京航空専門学校工業高等課程自動車科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十専修学校中部国際自動車大学校工業高等課程自動車科の項中「工業高等課程」を「高等課程」に改める。

表二十二宮文化服装専門学校家政高等課程被服科の項中「平成五年三月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十三大橋学園高等専修学校文化・教養高等課程総合教養科の項中「平成十七年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十四守山高等女子専門学校家政高等課程家庭科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十六トモエ文化服装香里専門学校家政高等課程洋裁学科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十七専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション高等課程高等本科の項中「高等課程」を「服飾高等課程」に改める。

表四十四タラデザイン専門学校文化教養高等課程造形美術科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

タラデザイン専門学校文化教養高等課程デザイン美術科	平成二十三年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百七十五号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十四年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第百七十六号

良質な医療を提供する体制の確保を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされた医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十五年十一月五日厚生労働省告示第三百六十号）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第百七十七号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項及び第九十条の二第一項から第三項まで並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項の規定に基づき、東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例（平成二十三年厚生労働省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「平成二十四年三月」を「平成二十四年六月」に改める。

○厚生労働省告示第百七十八号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号。以下「施行規則」という。）附則第四項第一号の厚生労働大臣の指定する器具並びに同項第二号及び第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は薬剤とする。

一　施行規則附則第四項第一号の厚生労働大臣の指定する器具　自己検査用グルコース測定器

二　施行規則附則第四項第二号の厚生労働大臣の指定する薬剤　乳酸リンゲル液

三　施行規則附則第四項第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤　ブドウ糖溶液及び短時間作用性β2刺激薬

○厚生労働省告示第百七十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一項第一号ロ中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「、障害児入所施設」に改め、同項第二号ロ中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、同号ホ中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同号チを次のように改める。

チ　削除

○国土交通省告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　印西都市計画公園事業三・三・十五号草深第三公園

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県印西市東の原三丁目

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　千葉都市計画公園事業六・五・二号千葉市総合スポーツ公園

三　事業施行期間　自平成十五年二月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉市中央区川崎町地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百三十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・三パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。